

2023年1月吉日

静岡市
田辺信宏様

日本労働組合総連合会静岡県連合会

静岡地域協議会
議長 鈴木 啓盛



2022年度 政策制度要請

謹啓

貴職におかれましては、市政発展のために日々ご尽力いただき感謝申し上げます。また、日頃より連合静岡 静岡地協の諸活動に対しましてご理解を賜り、重ねて感謝申し上げます。

さて、昨今の労働者を取り巻く環境は、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻による原材料費の高騰や円安傾向が続く中、働く者・生活者の暮らしは食料品をはじめとしたさまざまな生活必需品の物価上昇により、大きな影響を受けています。また社会経済だけでなく、新型コロナウイルス感染拡大がもたらした働き方の変化は、雇用環境のみならず産業構造や私たちの生活スタイルを大きく変えることとなりました。

一方、静岡県の10月の有効求人倍率（季節調整値）は1.32倍となり、中でもハローワーク静岡管内においては1.84倍と前年を上回り、雇用環境は着実に改善傾向にあります。しかし、未だ新型コロナの感染状況が見通せないことや、ものづくり産業における原材料価格の高騰などによる業績悪化など、働く者を取り巻く環境は依然として不透明であり、とりわけパートやアルバイト、派遣社員といった弱い立場の労働者の多くが安定的な職に就けない状況が続くと予想されています。

このような中、連合静岡 静岡地協では『働くことを軸とする安心社会』の実現に向け、昨年より政策制度に関わる要請項目を策定し、本要請を行っております。貴殿におかれましては、“Life(いのち)を大切に Life(くらし)も大切に”の掛け声のもと、市民の命と暮らしを守り、地域経済の活性化に資する予算確保や地域消費促進事業の推進に向けて尽力くださいますようお願い申し上げます。

末筆ながら、貴職のますますのご活躍と、静岡市のさらなる発展を祈念申し上げます

謹白

1. 雇用・労働政策

(1) 多様な雇用・就労形態の労働者の雇用安定と公正な待遇

2020年4月に施行されたパートタイム・有期雇用労働法（通称；同一労働同一賃金法）は2021年4月からは中小企業も適用対象となった。雇用形態に関わらず社会的に弱い立場にある労働者が安心して働き続けられる職場環境の実現のため、市内企業や在勤の労働者に対し、法の趣旨が理解されるよう、さらなる周知活動を行うこと。

在宅によるテレワークの増加により、労働時間管理の複雑さやコミュニケーション不足など、働く上での新たな課題が顕在化している。相談体制の充実や課題解決のためのセミナー開催などウィズコロナ・アフターコロナ時代の新しい働き方における課題解決のための情報提供に努めること。

(2) 誰もが安心して働き続けられる労働環境の整備促進

市内産業は様々な人材の活躍によって支えられている。年齢や性別、国籍、障がいの有無等に左右されず、誰もがいきいきと働き続けられる社会をめざし、各種諸団体とも協力し、以下の視点で取組を進めること。

- ア) 非正規雇用の約7割を占める女性労働者の待遇改善に関する企業への要請
- イ) 60歳以降の高齢者の学び直しの機会や働く機会の提供
- ウ) 若者が静岡市で働きたいと思う施策の実施
- エ) 地方自治体における障がい者雇用率の向上
- オ) 外国人労働者向けの相談体制の充実

(3) 労働者保護ルールの徹底

労働者を保護するため、法に基づく職場の安全衛生対策の徹底や最低賃金の遵守、不当な解雇の禁止などに取組まなくてはならない。静岡市としても独自に市内企業への関連法令の周知や連合が進めるワークルール検定の活用など就労前の若者に対しても受検を促し、最低限の知識を習得できる機会創出に取組むこと。

(4) あらゆるハラスメントの根絶

ハラスメント対策関連法が2020年6月1日に施行され、2022年4月からは中小企業も対象となり、すべての事業主にはパワハラに関する雇用管理上の措置（防止措置）を講ずることが義務付けられた。

しかし、2021年連合調査によると、パワハラについて職場で内容・方針の明確化、周知・啓発が「特になし」が40%、「セクハラを行ったものへの対処方針・内容を規定している」は5.6%にとどまっており、働く現場におけるパワハラを含めたすべてのハラスメント防止対策が十分とはいえない。

法令順守のため、静岡市自らがリーダーシップをはかり、市内企業や市民が利用する公共施設等において、あらゆるハラスメントの根絶に向けた取組を推進すること。

(5) 男女が仕事と生活を調和できる環境整備の促進

2020 年連合の調査によれば、「育休を取得したかったが取得できなかった」と回答した男性の割合は 31.6%、「制度があっても取得しにくい」と回答した男性は 57.6% となつた。男性が育休を取得しやすい環境を整えることにより、こども（育児）へのかかわりが増え、家事、育児が女性に偏重する状態が改善されることにより、結果的に女性のキャリア形成が可能となる。

男女ともにワーク・ライフ・バランスを実現するためにも、働き方の見直しや仕事と子育て・介護等の両立支援に向け、市民意識の醸成に取組むとともに、労使が仕事と生活を調和できる環境整備を積極的に進めるよう、市内企業に対する働きかけを強化すること。

2. 産業・経済政策

(1) ウィズコロナ時代を見据えた経済活性化策の充実

新型コロナウイルス感染症による市内経済の影響は、様々な産業に波及しており、特に飲食業や観光業は人流抑制の影響を受け売り上げが減少し、雇用調整助成金や各種融資制度によって何とか事業を継続している状況にある。

一方、消費者の行動としては、この間の物価の高騰により買い控えが進み、さらなる景気の冷え込みが予想される。

コロナ禍によって疲弊した県内経済を回復させるため、主に G D P の半数を占める個人消費の拡大につながる市独自の経済活性化策を積極的に実施すること。

(2) 新しい発想を持った人材の育成や地域社会を担う人材の確保

原材料価格の高騰やデジタル化への対応など、昨今の産業構造は大きな転換期を迎えており、時代の流れに沿った企業活動を推進し、地域の産業・経済を発展させていくためには、新しい発想を持った人材の育成や地域社会を担う人材の確保が必要不可欠である。そのため、若者の定住の促進及び地域社会を担う人材の確保や U I J ターン就職につながる取組をより一層強化すること。

(3) 中小企業への支援強化

市内企業の 99% 超は中小企業であり、地域経済の大きな担い手となっている。ところが中小企業を取り巻く環境は年々悪化しており、コロナ禍による売り上げの減少や後継者不足、原材料価格の高騰、カーボンニュートラルに代表される新たな産業課題への対応、厳しい収益状況下での資金繰りなど、中小企業の経営者にとって事業継続できるか否か苦慮する状況が続いている、結果としてそこに働く労働者の雇用にも影響が出ている。

過日到来した台風 15 号による市内被災状況は、個人住宅のみならず多くの事業所が浸水、倒壊等の被害を受けた。とりわけ長期間におよんだ断水により稼働に影響のあった中小零細事業所も少なくなく、こうした自然災害に加え新型コロナウイルス感染拡

大により、企業版BCP（緊急時事業継続計画）の策定の必要性が高まっている。市が2019年に制定した「静岡市中小企業・小規模企業振興条例」の基本理念に沿って市における支援と市民の協力を得られるような働きかけを強化すること。

（4）新成長産業の育成と既存企業への支援

将来の市の発展を支える新産業の誘致・育成は、雇用の受け皿の確保の観点からも重点課題となっている。デジタル環境の整備をはじめとした、都市型産業が活動しやすい環境の整備が進めば、起業家は地方で事業を興すことが可能となり、雇用先が増えることが期待される。市の持つ地理的優位性を最大限に活用し、本市の経済を牽引する企業や個人事業主への支援強化を図ること。

また近年、若年層を中心に1次産業への参入が増加していることを受け、技術提供や販売促進のための指導、後継者不足を解消するためのマッチングなど、定着のための就農支援が重要となる。第1次産業が市の基幹産業に成長するよう支援体制を整えること。

3. 社会保障政策

（1）子ども・子育て支援

将来の市を支える子どもへの投資は重要であり、妊娠前から妊娠期、子育て期まで良質かつ適切な医療、福祉、教育等を提供し、社会総がかりで子どもを支援する体制を構築しなければならない。

そこで、以下の視点で子ども中心の事業を推進すること。

① 安心して子を預けられるしくみの構築

就労の有無にかかわらず、保護者が安心して子育てができるよう、社会全体で子育てを見守るしくみが必要である。市は待機児童の解消とあわせ、保育の質の維持向上に努めること。具体的には、希望者が保育所や放課後児童クラブを利用できる受け皿の拡充と同時に、保育士配置基準の見直しにも積極的に取り組むこと。

② 「孤独な育児」の解消に向けた伴走型育児支援の取組み

市内には3つの子育て世代包括支援センターと9の保健福祉センター、21の子育て支援センターおよび13の児童館がそれぞれ役割を持ち稼働している。子育て世代包括支援センターでは、妊娠期から子育て期までのさまざまな相談に対応する総合相談窓口として、保健福祉センターでは、母子健康手帳の交付手続きを行い、子育て支援センターは、子育て中の親子が相互に交流をしたり子育ての不安や悩みを相談できる機能を併せ持っている。また児童館では健全な遊びの提供を通し、豊かな情操を育むことを目的としている。

このように複数の拠点がそれぞれごとに子育て支援サービスを行っており、残念ながら利用者目線においては、わかりにくさと行政業務の重複が生まれてしまっている。

現在政府内で検討されている子育てクーポンは、自治体の窓口に妊娠や出生を届け出た際、職員が面談して悩み事を聞き、妊娠時と出産後に分けて支給することが検討

されているが、実現すれば伴走型の子育て支援体制が整い、初めて出産を迎える子育て家庭の不安を取り除き、ネグレクトや児童虐待の防止につながるだけでなく、相談相手の確保による孤立育児の防止や母親の産後不調の軽減と心身の安定も期待できる。

市には、それぞれの役割機能は残しつつ妊娠初期から産後直後および初めての新生児健診までを目安に伴走型の育児支援体制を整備すること

(2) ヤングケアラーへの支援強化

令和3年に静岡県が調査したヤングケアラー実態調査によれば、小学校5年生から高校生の22人に1人が何らかの家族や家庭のケアをしていると回答した。ケアをしている1/4が学校生活に影響しているとも回答していて、「学校に行けない」「進路変更を考えざるを得ない」など深刻な状況もうかがえる結果となった。

静岡市内の小中学生の回答状況からは、小学生5.8%、中学生4.9%の児童・学生が家族のケアをしていると回答しており、見過ごすことはできない。市は静岡県の調査結果をもとに、潜在的な実態にも目を向けつつ、結果に基づく行政、学校、地域が連携する等サポート体制を構築すること。

4. その他

(1) 台風15号災害の早期復旧と課題解決

激甚災害に指定された台風15号災害では、多くの市民や事業所が、長期間の不便を余儀なくされた。市には、被災者に対する継続的な支援を切望する。

また、今後については、特に初動において行政が遅れを取らないよう、県や地域、庁内との連携体制などを見直し、防災計画に沿ったスムーズな対応ができるよう要望する。

(2) 災害発生時の自助・共助意識を高めるための取組強化

災害発生時、特に発災直後において、行政が対応できる範囲（公助）は限定されるため、日頃の訓練の励行などを通じて市民への啓発を行い、自分の命は自分で守る「自助」と、地域による「共助」といった防災意識の醸成に努めること。

また、避難所運営マニュアルが災害時にも機能し、避難所運営において多様性が尊重されるよう、職員や自主防災組織等に対する普及・啓発に取り組むこと。

(3) 多文化共生社会の実現

今後、日本における人材不足を外国人労働者で補うことが加速すると予想され、地域コミュニティーにおける外国人との共生は不可欠となる。外国人市民が地域で受け入れられるよう、相互理解のための交流イベントの開催や、市民ボランティアによる日本語を学ぶ場づくりを進めるとともに、外国人市民への差別や偏見をなくし、多文化共生に対する市民の理解を進めること。

外国人労働者が気軽に相談できる体制整備も必要であり、多文化共生総合相談センターの充実を含め、多言語に適用した専門の相談窓口機能の強化を図ること。

以上